

安全を最優先に、市民を支える公営交通

全日本自治団体労働組合
総合都市交通局長 栗原 勝

1. 公営交通の事業概要について

《例 東京都交通局》

バス、地下鉄、路面電車(都電)、日暮里・舎人ライナー、
上野動物園モノレールを運行。

1日の輸送人員(2015年度)は、

バス(129系統)	62万人
地下鉄(4路線109駅)	250万人
都電(1路線)	4.6万人
その他(舎人ライナー、モノレール)	7.6万人



**トータル
324万人輸送**



都民をはじめ国民の移動(生活)を支える東京の「大動脈」

1. 公営交通の事業概要について

【バス事業】 JR山手線エリア内を中心に129系統(1452両)が運行



1. 公営交通の事業概要について

【バス事業】 揺るぎない安全を確保するため、入念に車両を点検・整備



1. 公営交通の事業概要について

【バス事業】「身近な都バス」めざし安全指導、乗車体験なども実施



1. 公営交通の事業概要について

【地下鉄事業】 アクセス向上へ他線との相互乗り入れも強化



1. 公営交通の事業概要について

【地下鉄事業】 安全・定時運行は公共交通の要、終わりはない



▲総合指令所で一元管理



1. 公営交通の事業概要について

【地下鉄事業】 地震、水害などの災害への備えも怠ることはない



1. 公営交通の事業概要について

【地下鉄事業】 お客さまの安全、生命を守ることが第一の使命



1. 公営交通の事業概要について

【都電荒川線】 都内観光の一翼も担い、名所、旧跡を道案内



1. 公営交通の事業概要について

【都電荒川線】 安全を守るためには、技術の継承が不可欠



1. 公営交通の事業概要について

【日暮里・舎人ライナー、上野動物園モノレール】



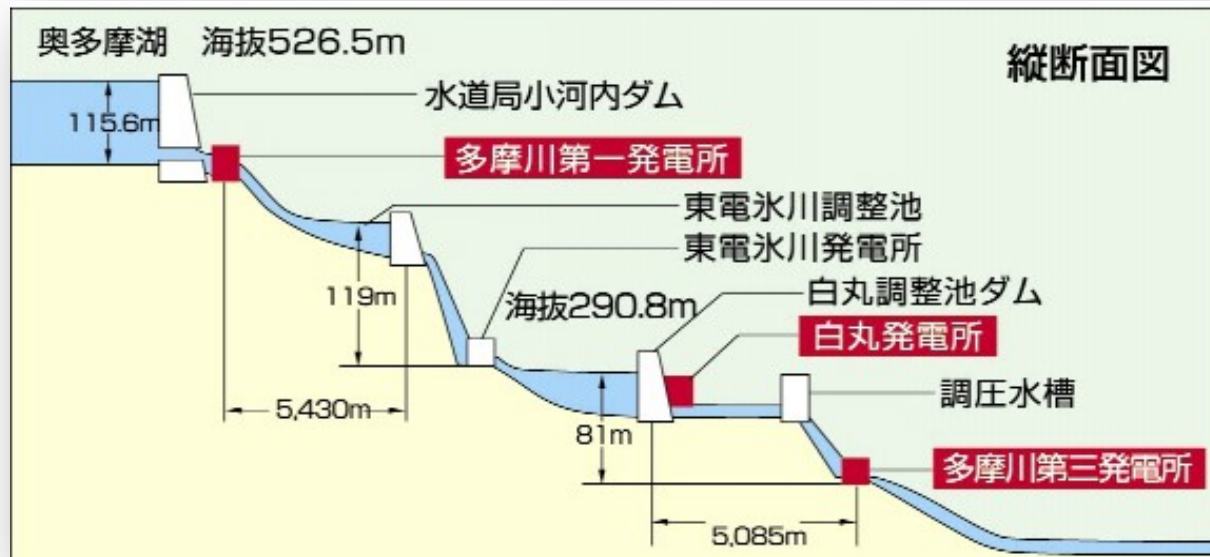
▲動物園に欠かせない「脇役」

▼交通不便地を結ぶ地域の足



1. 公営交通の事業概要について

【その他の事業】 一般家庭34000世帯分の電気事業(水力発電)も経営



多摩川第一発電所

※都バス、地下鉄、都電等の写真は東京都交通局提供



2. 加盟組合の交通事業について

2016年4月現在

【東北・北海道ブロック連絡会】

北海道地連 札幌(北海道):地下鉄事業、路面電車事業 函館(北海道):路面電車事業
東北地連 青森(青森):バス事業 八戸(青森):バス事業
仙台(宮城):バス事業、地下鉄事業

【関東ブロック連絡会】

関東地連 東京(東京):バス事業、地下鉄事業、路面電車事業
横浜(神奈川):バス事業、地下鉄事業 川崎(神奈川):バス事業

【関西ブロック連絡会】

東海地連 名古屋(愛知):バス事業、地下鉄事業
近畿地連 京都(京都):バス事業、地下鉄事業
高槻(大阪):バス事業 大阪(大阪):バス事業、地下鉄事業
伊丹(兵庫):バス事業 神戸(兵庫):バス事業、地下鉄事業
四国地連 徳島(徳島):バス事業

【中国・九州ブロック連絡会】

中国地連 松江(島根):バス事業 宇部(山口):バス事業
九州地連 北九州(福岡):バス事業 北九州高速鉄道(福岡):モノレール事業 福岡(福岡):地下鉄事業
佐賀(佐賀):バス事業 佐世保(長崎):バス事業 長崎(長崎):バス事業
熊本(熊本):路面電車事業 鹿児島(鹿児島):バス事業、路面電車事業

※北九州高速鉄道(第三セクター)以外は地方公営企業法適用の公営交通事業。カッコ内は所属県本部

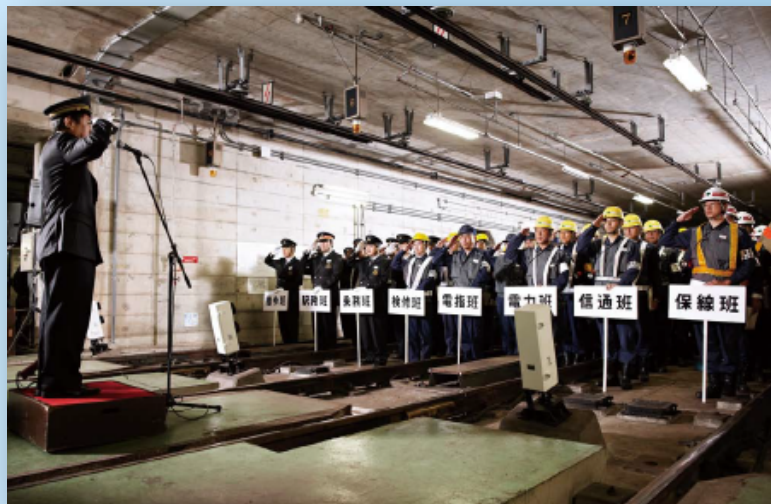
3. 自治労都市公共交通評議会の組織について

(1) 公営交通事業に従事する労働者で組織

- ① 東京、大阪、名古屋、横浜、京都、神戸等の地方自治体が経営するバス・地下鉄・路面電車の各公営交通事業に従事する労働者で組織。

1947年、日本都市交通労働組合として結成。2013年6月に自治労と組織を統合し、自治労都市公共交通評議会となる。

17都道府県の25組合が加盟。組合員：24,221名



3. 都市公共交通評議会の組織概要について

(2) 地方公営企業法の概要

《法律の目的》

「地方公共団体の経営する企業の組織、財務及びこれに従事する職員の身分取扱いその他企業の経営の根本基準、・・・(中略)・・・企業の財政の再建に関する措置を定め、地方自治の発達に資することを目的とする」(第1条)。

《適用企業の範囲》

病院事業、水道事業、工業用水道事業、軌道事業(路面電車事業)、自動車運送事業(バス事業)、鉄道事業(地下鉄事業)、電気事業、ガス事業に関わる公営事業(第2条)。

《経営の基本原則》

・・・企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない(第3条)。

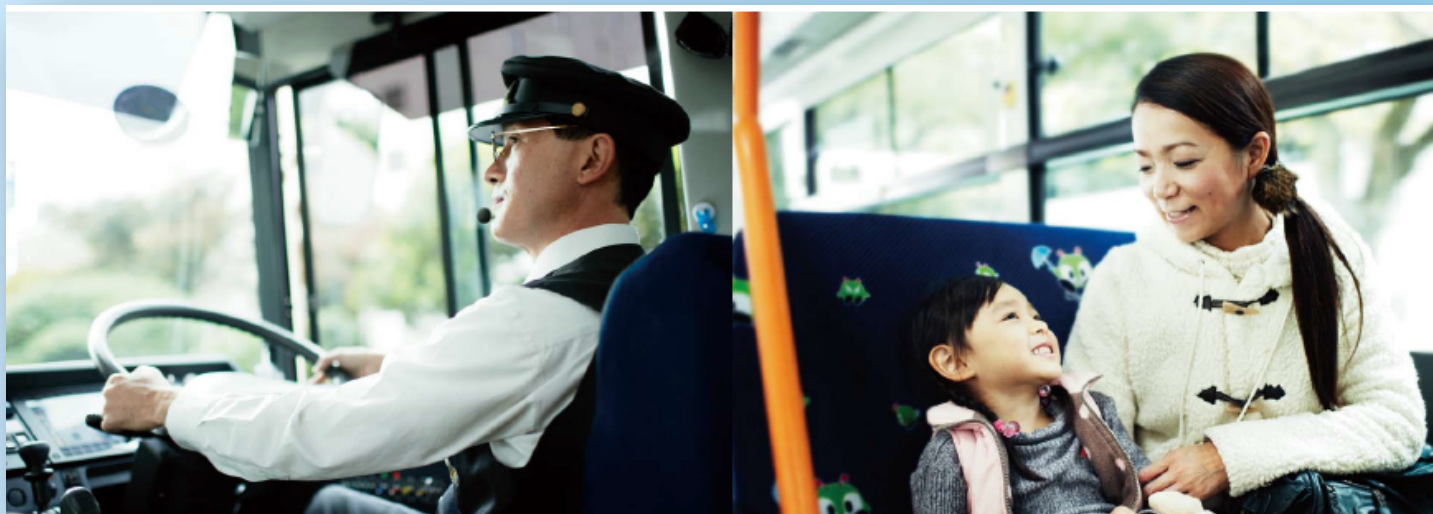
3. 都市公共交通評議会の組織概要について

(3) 都市公共交通評議会の運動の課題

「交通事業の存続」と「公共交通政策の確立」が運動の柱

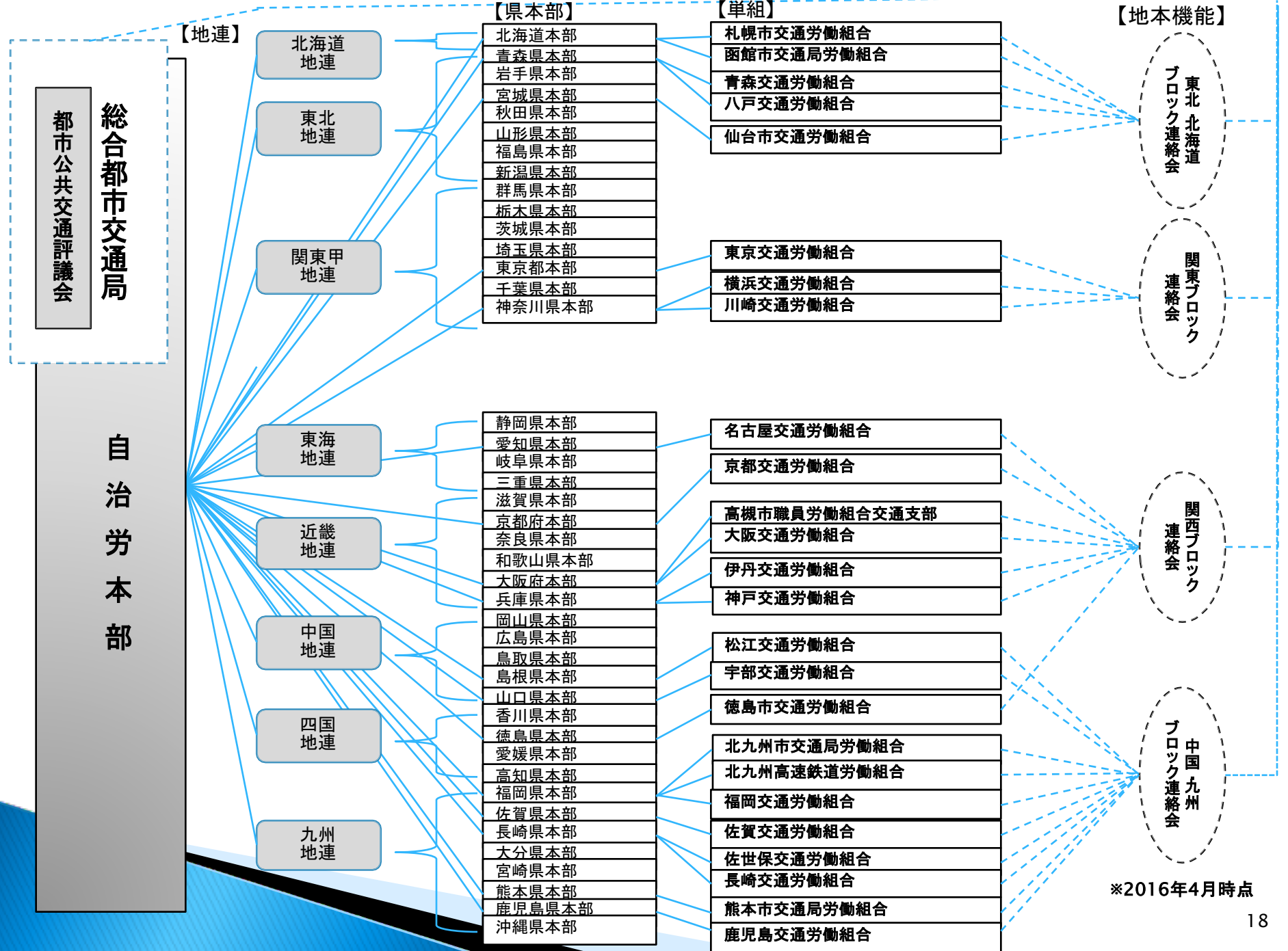


組合員の生活、雇用の確保、公営交通事業の維持・存続、公共交通優先社会の実現などを重点に運動を進めている。



【資料】 総合都市交通局、都市交評、単組の位置づけ

※総合都市交通局、地本機能は経過期間のみの設置（破線部分）



※2016年4月時点

4. 私たちの運動課題と取り組みについて

(1) 乗合バス路線はこの間1万1千キロが完全廃止

乗合バスの路線廃止状況 (高速バスを除く、代替・変更がない完全廃止のもの)	
	廃止路線キロ
18年度	2,999
19年度	1,832
20年度	1,911
21年度	1,856
22年度	1,720
23年度	842
計	11,160

(※) 稚内市ー鹿児島市間の距離は約1,810キロ

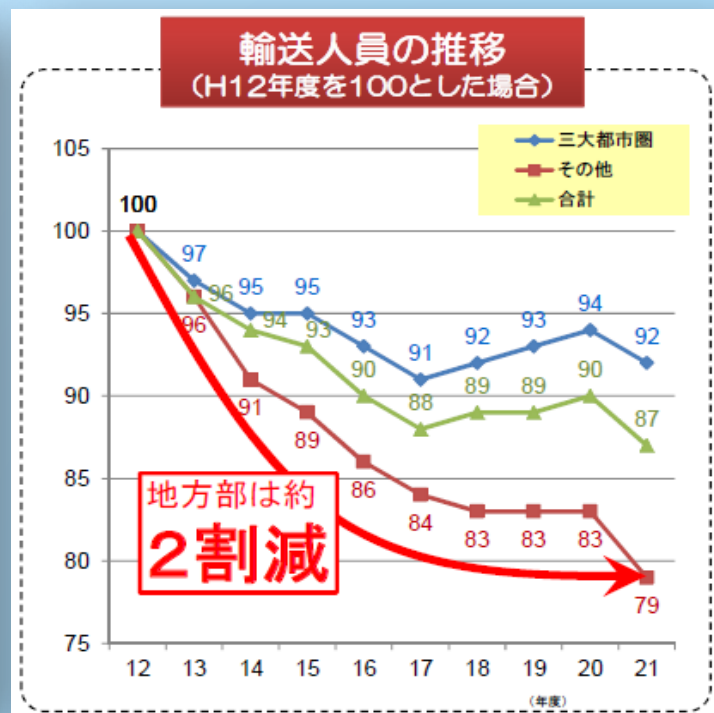
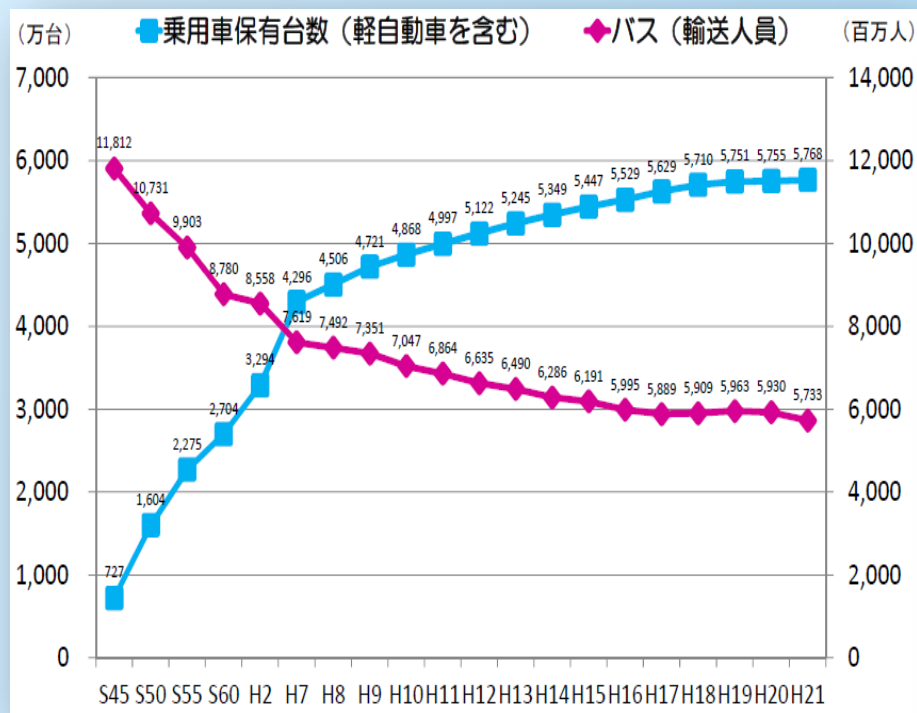
路線の廃止は過疎化に拍車

平成11年以降の法的整理の事例	
民事再生法	○東陽バス(株) ○那覇交通(株) ○北都交通(株) ○富士交通(株) ○琉球バス(株) ○茨城交通(株) ○岩手県北自動車(株)
会社更生法	○京都交通(株) ○水間鉄道(株) ○福島交通(株)
その他	○大分バス(株)(私的整理) ○常磐交通自動車(株)(特別清算) ○中国バス(株)(私的整理) ○会津乗合自動車(株)(企業再生支援機構)
産業活力再生特別措置法関係	- 産業再生機構支援 ○九州産業交通(株) ○関東自動車(株) ○宮崎交通(株) ○北海道旅客鉄道(株)(JR北海道バス(株)) ○箱根登山鉄道(株) ○いわさきコーポレーション ○立山黒部貫光(株) ○国際興業(株) ○(株)日立電鉄バス他4社 ○アルピコグループ松本電鉄他3社

資料出所:乗用車保有台数、乗合バスの路線廃止状況とも、国土交通省

4. 私たちの運動課題と取り組みについて

(2)モータリゼーションの進展もあり、バスの輸送人員は減少続く
マイカー保有台数の増加に伴って、乗合バスの輸送人員は減少。地方部では、2000年度から約10年(2009年度)で2割も減少。

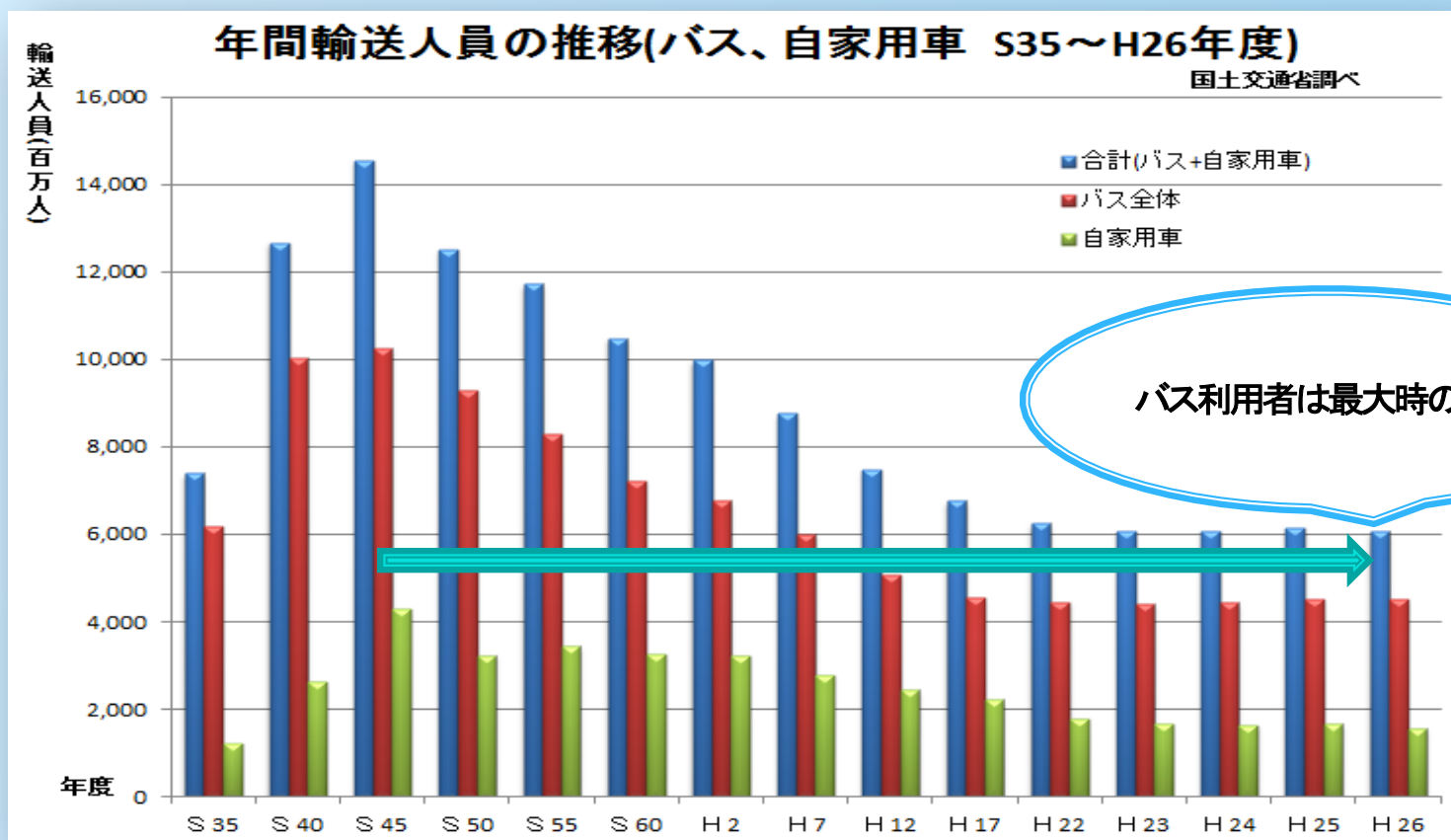


資料出所:乗用車保有台数、乗合バスの輸送人員の推移とも国土交通省

4. 私たちの運動課題と取り組みについて

(3)半世紀でバスの輸送人員は約6割減少

約50年間(1960～2014年)で、バスの輸送人員は100億人
⇒40億人に大幅減(6割も減少)。



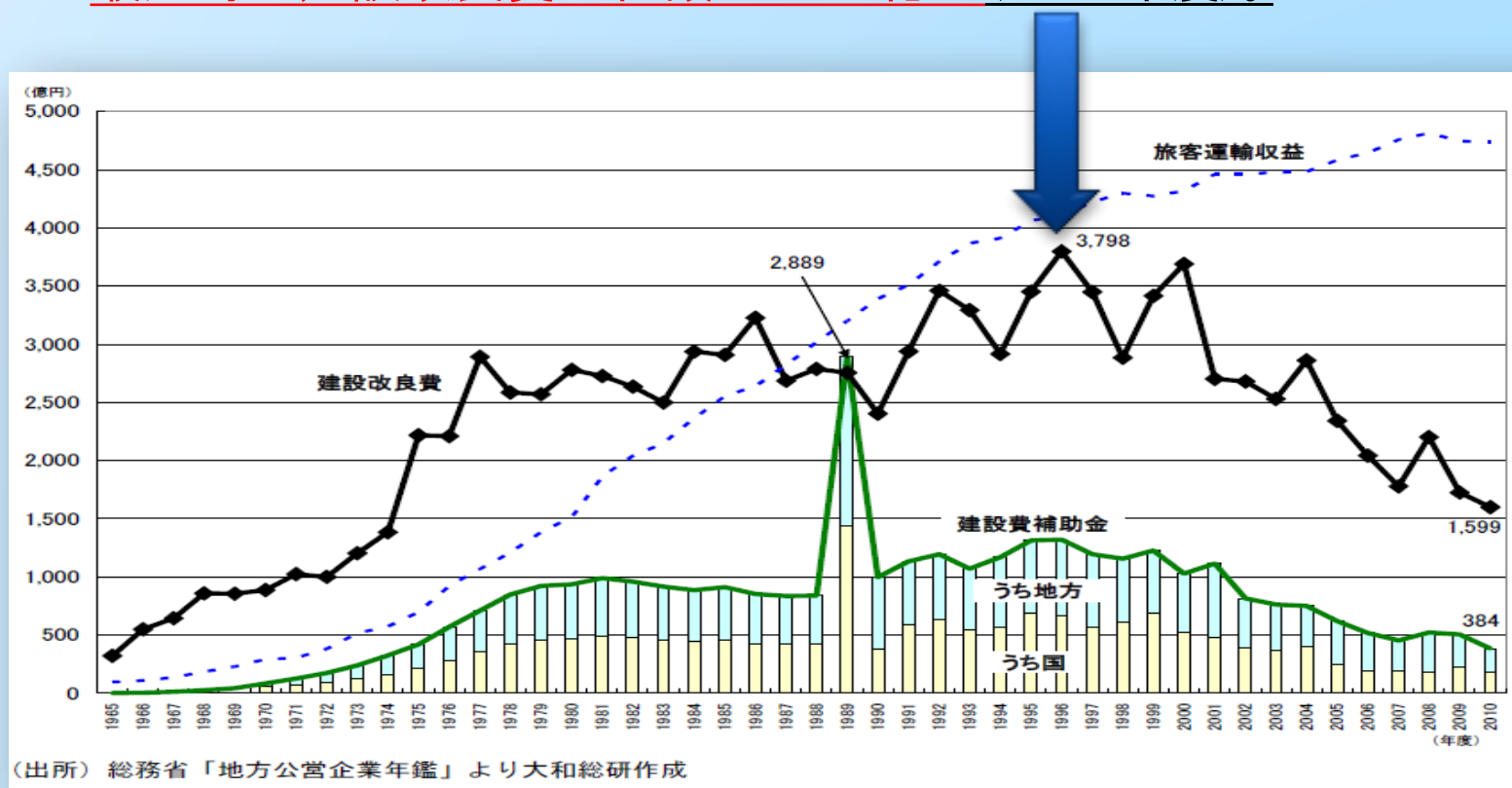
資料出所:国土交通省

4. 私たちの運動課題と取り組みについて

(4) 公営地下鉄事業は膨大な建設費負担が経営を圧迫

国、自治体の支援(補助)を受けながらも、膨大な建設・改良工事に関わる費用負担が事業経営を圧迫。

最大時の建設改良費の総額は3798億円(1995年度)。



資料出所: 大和総研(総務省「地方公営企業年鑑」より作成)

4. 私たちの運動課題と取り組みについて

(5)地下鉄建設改良費の支払利息は運輸収益の1割強

建設改良費負担は、人件費・人員削減等の内部効率化や増収策、新規建設路線の減等により着実に軽減。しかし、支払利息は、依然として旅客運輸収益の10%以上を占める。

旅客運輸収益に占める支払利息比率の推移(公営地下鉄事業)



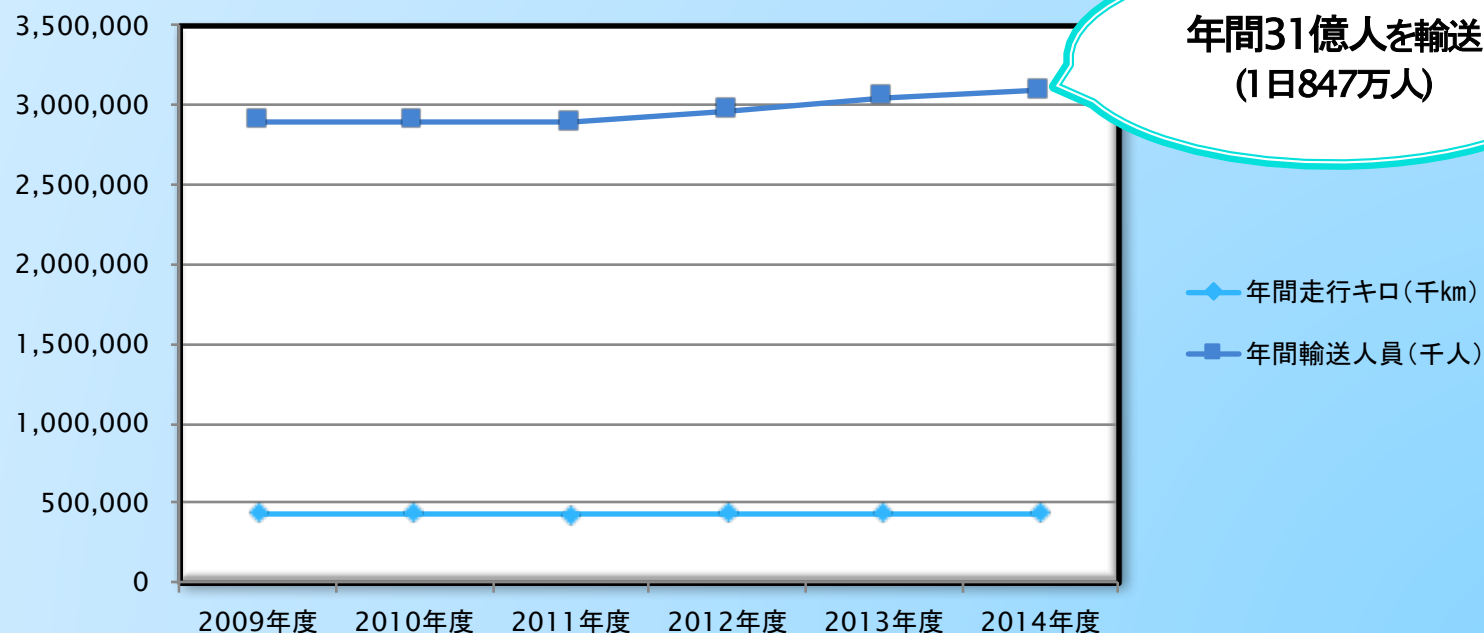
4. 私たちの運動課題と取り組みについて

(6) 公営地下鉄は1日850万人を輸送する都市の「大動脈」

輸送人員は、走行キロがほとんど変わらない中、微増傾向。

2014年度の年間輸送人員は30億9292万人(1日847万人)、年間走行キロ4億3406万km(1日119km)。

公営地下鉄事業の輸送人員、走行キロの推移

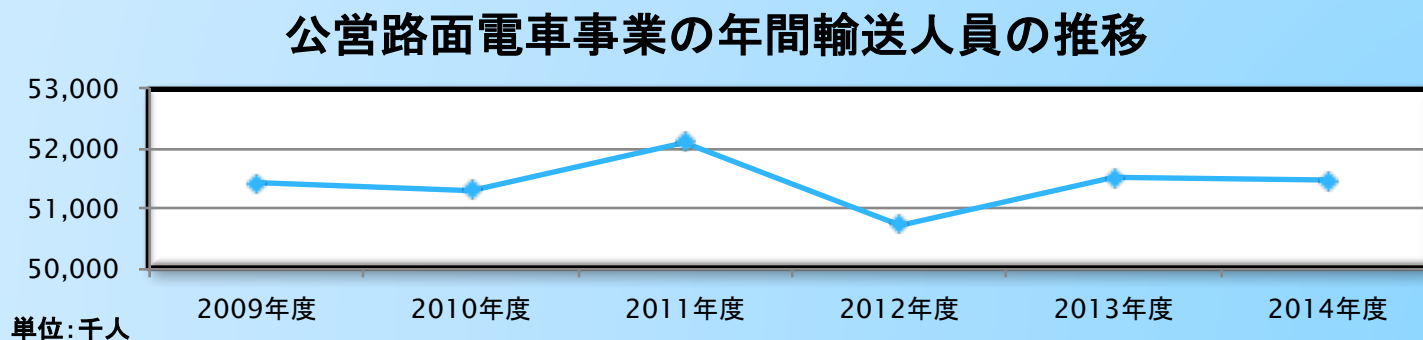


4. 私たちの運動課題と取り組みについて

(7) 公営路面電車事業は輸送人員が微増

年間走行キロが微減する中、輸送人員は微増。環境面、観光面等から見直され、新規建設が増えつつある。

富山市：2006年開業、宇都宮市：建設予定。



4. 私たちの運動課題と取り組みについて

(8) 高まる公営交通の使命と役割

とりまく環境が厳しさを増す一方、少子・高齢化、地球環境悪化などにより公共交通の役割は見直され、高まっている。



自治体直営である公営交通の使命・役割は重要

東日本大震災では、被災者の輸送や帰宅困難者の輸送、避難場所の提供等、災害時における公共交通の役割も再認識された。



公営交通は自治体の災害緊急対策において不可欠

4. 私たちの運動課題と取り組みについて

(9)住民生活を支える地域公共交通

公共交通が便利になることで、外出を増やし人の集散も期待される。
まちの賑わいを取り戻し、地域に元気と活力をもたらす効果も期待。



地域公共交通は、地域住民の生活に不可欠なインフラ！

事業者任せではなく、自治体主導による計画的かつ積極的な
地域公共交通維持・拡充の取り組みが必要

